

令和8年度障害者委託訓練の方針【随時募集型訓練】

- 1 実施主体 県立高等技術専門校
- 2 訓練実施場所 委託先事業所
- 3 訓練期間 (1) 実践能力習得訓練コース
① 訓練期間 3月以内
② 実施期間 令和8年4月から令和9年3月までの間（訓練は令和9年3月31日までに修了すること。）

(2) 特別支援学校早期訓練コース
令和8年10月から令和9年3月までの間で原則として1月
(訓練は令和9年3月31日までに修了すること。)
- 4 訓練時間 (1) 実践能力習得訓練コース
月当たり100時間を標準とし、下限の時間を60時間とする。

(2) 特別支援学校早期訓練コース
月当たり100時間を標準とし、下限の時間を60時間とする。

(3) 訓練時間設定上の留意点
① 入校式、修了式、始業式及び終業式は訓練時間に含まれないこと。
② 入校式後のオリエンテーションは、訓練時間に含まれること。
③ 入校式、修了式、始業式及び終業式は訓練期間には含まれること。
- 5 訓練内容等 事業所における事業資源を有効活用し、実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に、実践的な職業能力の習得を図り、受講者ごとに定めた訓練目標を達成させる。
- 6 訓練対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害者を含む。）
ただし、特別支援学校早期訓練コースは特別支援学校高等部（一般的の高等学校を含む。）等に在籍する生徒のうち、10月時点で就職先が内定しておらず、翌年3月に卒業予定の就職希望者
- 7 訓練単位 5人以下（1人以上で実施）
- 8 訓練担当者 訓練は指導担当者を設置して実施する。
- 9 委託単価 国の定めた額を上限とする。
(1) 委託先機関が中小企業である場合は、原則、受講者1人当たり月額96,000円（外税）を上限として、委託契約書に定めた額とする。
(2) 委託先機関が中小企業以外の場合は、原則、受講者1人当たり月額64,000円（外税）を上限として、委託契約書に定めた額とする。